

『農地』のことは、ぜひ、『長野県知事』指定の『長野県農地中間管理機構』にお任せください。

(※長野県では、(公財)長野県農業開発公社を『農地中間管理機構』に指定しました)

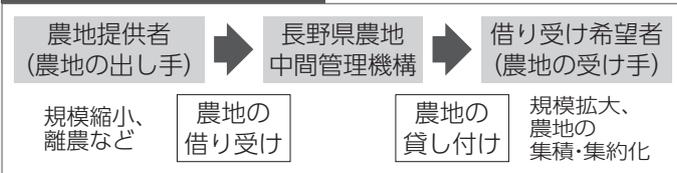
■皆さんは『農地』に関する次のような悩みはありませんか。

- ◆「経営規模を縮小したいけど、残った農地の管理はどうしようかなあ」
 - ◆「子ども達は勤めが忙しく、当分の間は農業に従事しないなあ」
 - ◆「地域の担い手に農地を貸しても良いけど、誰に貸したら良いのか分からないなあ」
- このような皆さんの悩みを解決するのが、『長野県農地中間管理機構』です。

■『長野県農地中間管理機構』は、

- ◆農地を一定のルールに沿って借り受け、地域の大規模農家や新規就農者等の皆さんに農地の貸し付けを行う「公的組織」です。
- ◆現在、同機構への農地の貸し付けを希望する方を募集しています。
- ◆詳細は次のとおりです。

1 農地貸し付けまでの流れ



2 機構が農地を借り受ける条件等

- ◆機構が農地を借り受ける年数は10年以上です。
(※平成28年1月から借り受ける年数に5年間を追加)
- ◆機構が農地を貸し付ける相手(農地の受け手)は、地域・集落で作成している、「人・農地プラン」に基づき、調整が行われます。
- ◆賃貸借期間中は機構から農地の賃料が口座振替で確実に支払われます。

3 機構へ農地を貸し付けた方等へのメリット

- ◆10年以上機構に農地を貸し付けるなどの一定の条件を満たすと、農地を貸し付けた方に、「経営転換協力金」や「耕作者集積協力金」が交付されます。
 - ◆10年以上地域の農地を機構にまとめて貸し付けた場合などの一定の条件を満たすと、機構に貸し付けた農地の割合に応じ、「地域集積協力金」が交付されます。
- ※機構に農地を貸し付ける期間が5年の場合、「経営転換協力金」、「耕作者集積協力金」、「地域集積協力金」の対象になりません。

■問い合わせ先: 町産業経済課農政係 (32)3111(内線27)
(公財)長野県農業開発公社東信支所
0267(63)3111(内線338)

ごんにちは農業委員会です

■町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

農業委員会制度が変わります

平成27年8月28日、「農業委員会等に関する法律」を改正する法律案が可決され、農業委員会制度が変わることとなりました。主な改正点は以下のとおりです。

農業委員会の役割

「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として定められました。これにより、農業委員会は許認可だけでなく、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置付けられました。

農業委員の選出方法が変わります

これまで農業委員は公職選挙法に基づく公選制によって選出されてきました。今回の改正により、市町村長が、農業者や農業団体から候補者の推薦を求め、同時に公募を行い、議会の同意を得て任命することと定められました。

なお、新法が施行される平成28年4月1日に在任している農業委員は、

任期終了まで引き続き農業委員の職務を行うため、御代田町農業委員会は平成29年7月まで現在の体制で職務を行う予定です。

農業委員選挙人名簿について

農業委員の選挙制度が廃止されたことに伴い、農業委員選挙人名簿の作成は行いません。したがって「農業委員選挙人名簿登録申請書」は、本年より送付いたしません。

農地利用最適化推進委員が設置されます

「農地等の利用の最適化の推進」に取り組む体制を強化するため、新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。

農地利用最適化推進委員は、区域毎に農業者等から推薦された候補者、応募した希望者から農業委員会によって委嘱され、農業委員と連携して担い手への農地の集積・集約化等に向けた現場活動を行います。

これらの改正についてご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

税務署からののお知らせ

問い合わせ先
佐久税務署0267(67)3460(代表)

○源泉徴収票などへの個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

平成28年1月以降、源泉徴収義務者や法定調書提出義務者が、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などへの個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

ただし、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要です。ご注意ください。

- 個人番号の記載が不要となる税関関係書類(給与などの支払いを受ける方に交付するものに限りません)
- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- 上場株式配当等の支払に関する通知書
- 特定口座年間取引報告書
- 未成年者口座年間取引報告書

●特定割引債の償還金の支払通知書

! 税務職員を装った者から年金やマイナンバー制度のアンケートなどと称した不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

○確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が四〇〇万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が二〇万円

以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要となります。

○ネットで申告(e-Tax) 所得税の確定申告は、便利なe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。e-Taxによる申告は、次のようなメリットがあります。

- 画面の案内に従って入力することにより、計算誤りのない申告書を作成できます。
- 添付書類の提出を省略できます。
- 還付金をスピーディーに受け取ることができます。
- 24時間いつでも利用できます。

※e-Taxを利用するには、電子証明を記録した「住民基本台帳カード」が必要ですが、平成28年1月以降は、「個人番号カード」を使用することになります。

ただし、「個人番号カード」の交付開始以前に発行され、電子証明を記録した「住民基本台帳カード」は、その有効期限内であれば継続して使用することができます。

○国税に関するご相談は、まず電話でお問い合わせください。

佐久税務署代表番号にかけると、音声案内が流れます。要件の内容に応じて、次の番号をお選びください。

- 東日本大震災に関する国税のご相談：「0」
- 国税に関する一般的なご相談：「1」
- 個別的なご相談のための予約や税務署からの照会に関するお問い合わせ、国税の納付相談など：「2」

ちよつと
抜け出して

珈琲一杯。



行く年、来る年
思い出あって、
想いもあって。
忙しい年の瀬ですが、
珈琲を飲みながら、
お話しにおでかけください。

年末年始休業の
お知らせ

12月31日～1月3日まで。
1月4日より営業します。

自家焙煎珈琲豆販売
SANGA
COFFEE

長野県北佐久郡御代田町御代田1972-1(小田井交差点西入ル) 11:00~18:00 Tel.0267-32-6718 / Fax.0267-32-6784

宴会は早割で!!
宴会当日より1月前のご予約に限り
焼酎又は日本酒(各720ml)のいずれかを
1本サービスいたします。(10名様以上の場合)

2月末まで

四季の味処
旬香
SYUNKA

好評につき
旬香感謝月間 第3弾!!!

1月2日(土)~14日(木)は
当店自慢の
手作り餃子 半額
450円▶225円
新年は2日より営業いたします。

四季折々の食材で皆様をおもてなし ☎0267-32-8833

(広告欄)